いわき民報
發行所 いわき民報社
平市田町一番地(電話三八一番)
編輯發行人印刷人 千葉克己
定價 一ヶ月五円 一部二十錢 日刊但月曜日を除く

暫く休診致して居りましたが今度従前の通りに診療を開始致しました
平市驛前 鈴木歯科醫院 鈴木一男

電産共同闘争本格化
九日の大會で全力結集決議
委員長外役員の部署も決る

電産從業員の今回の生活要を基準とする最低賃銀制の確立、退職制の改正、官僚統制民主化の第一次交渉は遂に決裂、八日午後六時三十分を以つて斷乎闘争に入る旨宣言したが、これは單に電産の問題でなく全勤勞階級の問題であり、このまゝ見逃すべきにあらずと全常磐の工場、炭礦各勞組、社會、共産、日連各黨、磐城民主人民聯盟、同婦人聯盟等四十組織二萬名を代表する勞組幹部代表百五十名が參集、九日午後二時から市内鍛冶町東配クラブに共同闘争委員會大會を開催した、新妻清一郎氏議長となり浮須東配闘争委員の經過報告後、關内日炭支部委員の共同闘争委員會組織機構並に闘争資金の調達方法の試案說明等あり大衆討議の上、万場一致可決、大會の宣言について吾々は民主日本建設の爲に身命を賭して闘ふと決議、終つて役員選擧を行つた

▼闘争委員長新妻清一郎▼書記長關内三男▼總務部長大内近雄▼宣傳部長箱崎滿壽雄▼情報部長鈴木新平▼資金部長長谷川昌

一、勞調法の撤回
一、勤勞所得税の廢止
一、五百圓の枠をはづせ

三スローガンを掲げて闘争に入るが、加盟組織も左の四十團體に達し、勤勞者二万名に上つてゐる

▽國鐵平驛聯從組▽同平檢車區▽同機關區▽同保線區▽全遞從平局▽田邊從組▽日水從組▽日立(小名濱)勞組▽呉羽化學▽同加里興業▽東北平地區▽第一通信▽東配原町地區▽磐城北部遞▽同中部▽同南部▽大阪造船▽磐城セメント▽富士興業▽保土ケ谷(小名濱)▽常金原の町▽常磐內郷坑▽全炭勞組常磐鹿島坑同磐崎坑▽同磐製作所▽同大正滋二坑▽同矢郷坑▽同笹島不動澤▽同佐々木不動澤▽壽炭礦▽小野田炭礦▽全炭日炭平支部▽社會黨▽共産黨▽日連黨▽民主人民聯盟小市民代表▽民聯委員長▽婦人民主聯盟

加盟團体 四十の二萬名

濱通り地區共同闘争委員會では全二万の勤勞者をして

電産闘争

活潑な宣傳戰開始
東北配電平從組を中心に

東北配電平營業所從組では電産ゼネスト問題について、日本發送電從組、日本電氣産業勞組協議會と共同、市內の各要所／＼に"反動吉田內閣打倒"五百圓の枠をはづせ等々の宣傳ポスターを貼る一面、九日來平館、聚樂館の二市內常設館で、映畫の合間に觀衆に又三丁目、なかや"の階上からスピーカーにより女子從業員が通行人に訴へる、チラシで需要家の諒解と支援を求める等活潑な活動を開始したこれに呼應、日炭その他各支持團體、勞組もポスター貼付や飛檄に、平市を中心に石城地方は電産ストの華々しい宣傳戰に賑つてゐる

ササキホンヤ 電話二八五番

夏井村の電化計劃成る

さきに模範電化村として指定された夏井村の電化計畫は數度懇談會の結果、三部に亘る電化計畫案を樹立愈々實施に決つた

◈第一部食糧等增産關係

一、電熱溫床育苗
(イ)蔬菜溫床育苗、目標六十六坪
(ロ)甘藷電熱育苗、目標九十坪
二、青色螢光誘蛾燈、目標五十燈
三、灌漑用水
水利組合の聯絡により山崎地内より揚水してゐた四十五馬力の既存設備の外本年臨時揚水に使用した八十馬力の電動機も永久設備として本村の水稻旱害對策に資する
四、甘藷電熱貯藏
各部落毎に貯藏庫を設置し種子は勿論將來食用甘藷も共同貯藏を計る
五、畜產關係
(イ)養蠶の催青、稚蠶期の電熱に依り共同飼育
(ロ)養鷄の電熱育雛

◈第二部、加工及脫穀關係

(イ)農業會利用部設置
農業會に一ヶ所、各部落に六ヶ所設置、籾摺、精米、精麥、製粉、製麵、製繩、製莚等の設備をなし共同利用を計る
(ロ)各農家の脫穀設備各部落に三人組位を單位として電動機に依り稻麥類の脫穀調整設備を計る

◈第三部更生施設

(イ)未點燈部落の解消
目下の所本村には未点燈部落はないが人口增加に依り新住宅の未點燈農家二十戸あり之の解消を期する
(ロ)生活改善
本村の狀態は燃料不足のため燃料の確保には相當な勞力を費やしてゐる實情なので各家庭にコンロ、アイロン、風呂等の電熱利用に依る燃料不足の緩和を計る

安藤教授を聘して
郡醫師會が十三日講演會

縣醫師會石城支部では十三日午後二時から平市公會堂日本間に支部常會を開催、醫師の補習教育の目的で慶大醫學部安藤畫一教授を聘し所謂"産兒制限の常識"と題する講演を聽く、安藤教授は産婦人科の權威で、大戰前和蘭ヘーグでの万國婦人科學會へ列席、その途次サンガー夫人産制研究所を見學、米國社會に於ける産制の實情を視察して歸つた人で、近く同教授監修の下に斯界の專門家の執筆になる"産兒制限の研究"といふ出版も行はれることになつてゐる

警部補官舍 新築決定
總工費廿五万圓 八日地鎭祭執行

小名濱警部補派出所は事務所兼官舍といふ有樣なので、町でかねて官舍を別個に建設、以つて本署に昇格の準備を整へることにしてゐたが、その機を得ず今日に至つたが偶々高女校並に舊玉川校の新築費募集に乘り出すことになつたので、この機に何とか一氣に實現せしめやうと志賀町長、立花學校建築委員長等の肝煎りで協議が進められた結果、地福院地內に敷地も決定去る八日地鎭祭を執行し警防團でも地均しその他の勞力奉仕をなすことに決定をみたので、近く建築に着手、本年中に完工せしめる意向でゐるが、工費は二十五万圓とある、尙竣工后は本署昇格の猛運動に直に移ることゝもなつてゐる

城東文化會 新穀感謝 藝能祭
十三日第二校で

誕生一ヶ月早くも活潑な活動を開始した平城東文化會では十月行事として毎週水曜日に喜鮮庵はしい師を講師に、女子部の茶の湯講習會を又毎日曜日毎に會員總出動で道路の清掃奉仕を行ふことに決定、更らに十三日は午后六時から第二國民學校講堂に"新穀感謝藝能祭"を開催するが一般の希望者の出演も歡迎するとある

湯本選擧 管理委員

湯本町では九日町會を開いて選擧管理委員の選擧を執行、左の如く決定された
▲正員渡邊長作(警防團長)鯨岡一馬(町助役)木村進一(商業)朝妻仲次(會社聯員組合)
▲副員小野世人(商業)坂本左內(農業)佐藤德兵衛(商業)大森錦雄(勞組代表)

委員長には佐藤助役を
選擧管理委員會

地方制度の大改正に伴ない市町村長、縣會議員の選擧も二ヶ月に迫り、十月一日現在の名簿作成と共に選擧管理委員も決定されたが、九日午後一時から初の委員會を招集、互選により委員長に佐藤信雄市助役を決定、二時からの區內會長會議に臨み申告、資格調査に就き詳細を打合せ今春の名簿脫落其の他に鑑み事故の發生を極度に防止すべく萬全の策を講ずることを申合せた

糸量十二匁
晩秋蠶繭は不良

晩秋蠶集荷は一兩日中最盛に入るが、片倉製糸平工場へ入荷した晩秋蠶繭は十日現在で一万千余貫とある、旱魃で桑葉の成育惡く解舒も面白からず糸量も十二匁と云ふ不成績で目標一万五千貫突破は相當困難視されてゐる

片倉製糸の開所式
十日工場で擧行

平の片倉製糸磐城工場では終戰以來鋭意復活準備を急いだ結果一ヶ年半振りで去月二十九日から試運轉開始中だつたが、諸準備成つたので、十日午后一時から本社から有賀重役等を迎へ開所式を全工場に擧行、正式に就業開始した、現在の糸姫は二百名で男工員合せて二百五十名の百四釜の運轉ながら年末迄には三百名、百三十釜となす豫定とある、全工場では戰前は全國最優秀の糸を挽いてゐたので、その誇りにかけても白十四中三Aの格を生産、見返り品の王座を占める生糸中の覇を稱へやうと中村所長自ら陣頭指揮につとめてゐるので大きな期待をかけられてゐる

縊死

三阪村下三阪農長八保半治(六五)は七日午後五時病弱を苦にして縊死

初の市選擧
管理委員會

地方制度の大改正に伴ひ市町村長、縣會議員の選擧も二ヶ月に迫り、十月一日現在の名簿作成と共に選擧管理委員も決定されたが、九日午后一時から初の委員會を招集、互選により委員長を決定、二時からの區內會長會議に臨み申告、資格調査に就き詳細を打合せをなし、今春の名簿脫落其の他の事故の發生を極度に防止すべく万全の策を取る事になつた

町民体育大會
十七日四倉町で

四倉町では十七日同町國民學校で町民體育大會を開催する種目は個人町內對抗同團體對抗および一般個人競技

古井戸投身

湯本町三函鯨岡與三郎(六七)は本春四月來世をはかなみ家出行方不明となつてゐたが九日午後五時頃磐崎村上湯長谷長倉道路側の古井戸へ投身自殺を遂げてゐるのを通行人が發見した

いわき寸言

▼電産闘争いよ／＼本格化、平市內は電柱といはず壁といはずポスターや宣傳ビラ貼付で大賑ひ、闘争終了后は責任持つてこれが始末をし貰ひたい▼選擧戰の終幕後のあのビラ等が如何に術の美觀を傷つけてゐたかは先刻御承知の筈、こゝらでも範を示し、權利を主張する一面義務も全ふすることを敎へて貰ひたいと今から念ずる▼小名濱町が警部補派出所の本署昇格を前提として、警部補官舍の新築を二十五萬圓で始める何事に對しても濱の意氣を示して小氣味よい手早さではある▼夏井村の模範電化計劃成る、相變らずのお役所の机上計劃に終らしめぬやう切望す

借地借家人の權利擁護
平借家人同盟
本部 平市三丁目四三
委員長 三森虎雄
幹事長 佐藤子之吉
顧問辯護士 門傳清吾
同 秋元元作
同 市井元茂
◈全借家人諸君!この際入會して下さい そしてお互援け合つて進みませう

地方自治制度の改正は

平市上野忠重庶務課長に聽く

全き民主化を期して新憲法の制定と共に、地方自治制度の大改正が斷行された、この新改正法律案は去る四日付で交付され五日から即時實施された、改正案によると地方自治体の自治性が著しく強化されると同時に、自治行政の運營方法について住民の參與する部面が頗る擴大されて、住民による地方自治の本姿が顯現されることになつた、これは新憲法と共に國民への大きな贈物であり、無上の慶びであらねばならない、右改正について平市上野忠重庶務課長に聽く――

改正の趣旨は

ポツダム宣言受諾の精神に則り政治、經濟、文化等凡ゆる方面に鋭意民主々義強化の努力が進められてゐるがそのすべての活動の根幹をなし國政運營の基本となるべき新憲法は既に今期議會で議決されたが、これと併合して現行地方自治制度の徹底的民主化を期することは特に現下の情勢に照應して考へる時新日本建設の基盤をなす最も重大な事柄で、即ち新しい平和日本の建設には何よりも先づ國民各自の自覺と責任觀に基く能力の最大限の發揮が必要である、これがためには國民の自發的熱意と積極的協力とを最も端的に且つ合理的に結集して反映せしめるやうな機構と、その運營方法が制度それ自体の上にも採用されることが絶對不可缺の要件である、殊に地方自治は國民に最も緊密な、直接的な關係にある地方團体の政治である、從つて地方自治の本旨に則り地方自治民主化の確立に依つて健全な國民主化の地歩を築き得るものである。斯くして地方自治が眞に地方民の意志に基き地方の實情に應じて運營せられ、地方自治体をして國民全般の巧まざる協力的態勢が整備せられ、現下の危局の打開及び國力の速かな恢復に裨益するところ尠くないものがあると信ずるのである。

以上の見地に基いて新憲法の精神を徹底的に採り容れ玆に東京都制、市町村制及び府縣制等々現行地方自治制度全般に亘つて全面的な改正が行はれ、改正法律は九月二十七日に、關係勅令及び省令等は十月四日に公布され翌五日から施行されたのである

自治性強化が根本方針

行政の運營上に住民も參加する

改正の根本方針は第一には地方自治團体の自主性乃至自律性強化といふ事である、細別するならば

1 地方自治團体の固有の權能を更に擴張する事になつた

2 地方自治團体に從來認められてゐる自治權の發動に對する制限拘束を極力整理することになつた

第二には地方自治團體に於ける自治行政の運營方法につき住民が參與する部面を擴大し住民による地方自治の本姿を顯現せしめることである又第三には地方事務執行の公正を確保することである

重要なる改正事項

更らに今回の改正の主要たる事項をみると、第一に地方議員の選擧權及び被選擧權の擴充で、第二には地方民に對し地方團體の首長たる都長官、府縣知事、市町村長を直接選擧する權利の外に各種の直接參政の權利を認めたこと、第三には選擧管理委員會の設置、第四には地方議會の權限の擴充とその地位の強化、第五には都長官、府縣知事及び市町村長等地方自治團體の首長に關する事項、第六には監査委員の設置等であるが、市制町村制の改正の要綱は別項の通りである

書籍 高價に戴きます
平市五丁目 片寄書店

一時預り品金融
平市大町二七若松病院東横 花澤

建築用材 各種家具 建具洋具 製作
小名濱町原木田 壽製材工場 小池實 電二五八番

氣輕に仕入の出來る店
目新しい百貨 卸問屋
安値自信 サービス本位 平市六丁目大通り さかいや商店 新設電話四八五番

市町村改正法律案綱要【上】

市町村住民の權利に關する事項

（公民權制度廢止）

一、市町村の公民權名譽職及び名譽公民權に關する制度を廢止すること

二、市町村會議員の選擧權は年齢二十年以上の男子で六月以來市町村住民である者に對してこれを認めること

市町村會議員の被選擧權は選擧權を有する年齢二十五年以上の男子に對してこれを認めること

三、女子に對しても男子と同一の條件で選擧權及び被選擧權を認めること

（破産者等も認める）

四、破産者及び公私の救助又は扶助を受ける者等に對しても選擧權及び被選擧權を認めること

五、市町村は市町村に對して特別の關係を有してゐる者の申請により、その者に對して住所の要件にかゝはらず選擧權を與へることができるものとすること、但しその者は住所地の郷市町村においては選擧權を行使することができないものとすること

六、一定數以上の選擧人は連署を以てその代表者から、市町村長に對して案を具へて條例又は規則の制定を請求することができるものとすること

七、一定數以上の選擧人は連署を以てその代表者から、市町村長又は市町村會議員については市町村會議員選擧管理委員會に對して、助役監査委員收入役又は市町村會議員選擧管理委員若しくは市會議員區選擧管理委員については、市町村長に對してこれらの者の解職を請求することができるものとすること。

市町村長又は市町村會議員の解職は選擧人の一般投票によつてこれを決定し助役、監査委員、收入役又は市町村會議員選擧管理委員若しくは市會議員、區選擧管理委員の解職は市町村會の特別議決によつてこれを決定するものとすること、但し市會議員の解職については議員の附屬選擧區選擧人から請求し且その選擧區の選擧人の一般投票によつて決定するものとすること。

解職の請求は右に掲げた者の就職の後一定期間又は投票若しくは議決の後一定期間はこれをなすことが出來ないものとする事

（市町村會解散も）

八、一定數以上の選擧人は連署を以てその代表者から、市町村會議員選擧管理委員會に對して市町村會の解散を請求することができるものとすること。

市町村會の解散は選擧人の一般投票によつてこれを決定するものとすること。

九、一定數以上の選擧人は連署を以てその代表者から監査委員（監査委員を置かない市町村においては市町村長）に對して市町村の事務の監査を請求することができるものとすること。

市町村會の選擧に關する事項

（議員定數の増加）

一、市町村會議員の定數を増加すること

二、あらたに市町村會議員選擧管理委員會を設けて選擧人名簿の調製その他選擧に關する事務を管理せしめるものとすること

三、市制第八十二條第一項の區のある市では議員の選擧については市制第六條の區と同一の取扱になること

四、市制第六條及び第八十二條第一項の市において區の區域の人口が著しく少いときは數區の區域を併せて一選擧區ができるものとすること

（教員も一般官吏と同樣に取扱ふ）

五、教員の兼職禁止の制を改め一般の官吏と同樣に取扱ふものとすること

六、市町村會議員の選擧は衆議院議員選擧人名簿及び補充選擧人名簿によつてこれを行ふものとすること

七、市會議員候補者の推薦屆出については本人の承諾を要するものとし、何人も二以上の選擧區において議員候補者となることができないものとすること

八、選擧長及び投票分會長は市町村會議員選擧管理委員會が選任するものとすること

九、議員の法定得票數を四分の一に高め得票同數の場合の當選者の決定は抽籤によるものとすること

十、市町村會議員の選擧に關する期間の制限を緩和すること、但し市町村會が解散された場合は二月以内に議員を選擧しなければならないものとすること

（議員の兼職禁止を廢止）

十一、市町村に對し請負をしてゐる者及びこれに準ずる者に對する市町村會議員の兼職禁止を廢止すること

十二、選擧法第百三十六條の準用による連坐訴訟については檢事は公訴に附帶して當選無效の訴訟を提起することを要するものとすること

十三、市町村會議員選擧管理委員選擧長投票分會長及び開票分會長等の選擧運動を禁止すると共に選擧運動の制限の適用についてはこれらの者は選擧事務に關係ある吏員に準ずるものとすること

市町村會職務權限及び市參事會事項

一、市町村會は市町村内の團體等の活動の綜合調整に關して必要な事項を議決するものとする外その權限を擴充して列記事項の外條例で定める事項は市町村會の議決を經なければならないものとすること

二、市町村會又は市參事會の意見を徴して處分をすることが必要である場合においては行政廳はその意見をまたないでは處分することができないものとすること

三、市町村會は毎年六回以上定例的にこれを開くものとすること、市町村會の會期及び開閉に關する事項は市町村會が自らこれを定めるものとすること

四、市町村會は、市町村の事務に關し監査委員の監査を求めその結果の報告を請求することができるものとすること

五、市町村會及び市參事會の議長は裁決權のみを有するものとすること

六、市町村會の會議は議長又は議員三人以上の發議により出席議員の三分の二以上の多數で傍聽禁止を可決した場合の外はこれを公開するものとすること

七、市町村會の豫算の増額修正に關する制限規定を徹廢すること

八、特別の事情がある市では市參事會を置かないことができるものとすること

九、市參事會員の選擧は毎年一回行ふものとしその缺員は常に補充員の中からこれを補充し臨時の補缺選擧は行はないものとすること

十、市參事會の議長は會議長を以てこれに充てるものとすること

十一、市參事會の市會の閉會中における代議決の權限は輕易な事件に限るものとすること

十二、市參事會の會議を公開するか否かは市參事會が自ら定めるものとすること

十三、町村會に原則として議長及び副議長を置き町村會議員の中からこれを選擧するものとすること

十四、市町村會の招集及びその臨時會に付すべき事件はこれを告示するものとすること

十五　市町村會及び市參事會の書記は議長が任免するものとすること

電動機を動員 收穫へ援軍

平東北配電營業所 移動電動機班組織

東北配電平營業所では稔りの秋に備へて移動電動機班を組織、遊休電動機等二百五十臺を動員して脱穀、調整に乘り出すが、更に會社、工場關係から作業に支障のない電動機をも動員して増援に當る